

自己点検事項

◇ 小児入院医療管理料1 (A307)

(1)小児科を標榜している病院である。 (適 ・ 否)

(2)専ら15歳未満の小児(◆)を入院させる病棟である。 (適 ・ 否)

※ 同一保険医療機関内に小児入院医療管理料1、2及び3を算定すべき病棟と、小児入院医療管理料4を算定すべき病室を持つ病棟とは混在できるが、小児入院医療管理料1、2、3又は4と小児入院医療管理料5の双方を算定することはできない。

(◆)小児慢性特定疾病医療支援(児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。)の対象である場合は、20歳未満の者

(3)一般病棟入院基本料又は専門病院入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関である。 (適 ・ 否)

(4)医療法施行規則第19条第1項第1号に定める医師の員数以上の員数を配置している。 (適 ・ 否)

(5)当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師を20名以上配置している。 (適 ・ 否)

※ 小児入院医療管理料において、小児科の常勤の医師とは、小児科又は小児外科を専任する常勤の医師のことをいう。

※ 小児入院医療管理料において、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている小児科又は小児外科の非常勤医師を2人以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、これらの非常勤医師の実労働時間を常勤換算し常勤医師数に算入することができる。

※ ただし、小児入院医療管理料1を算定する病棟において、常勤換算し常勤医師数に算入することができるのは、常勤の医師のうち10名までに限る。

点検に必要な書類等

・小児科の医師の出勤簿

医療機関コード

保険医療機関名

(6)看護配置等について、次のいずれも満たしている。 (適 ・ 否)

ア 当該病棟における1日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が7又はその端数を増すごとに1以上である。

イ 当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、アの規定にかかわらず、2以上である。

なお、この場合であっても、当該病棟における看護師の数は、夜勤の時間帯も含め、常時当該病棟の入院患者の数が9又はその端数を増すごとに1以上である。

点検に必要な書類等

・様式9、勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌

(7)新生児及び6歳未満の乳幼児の入院を伴う手術件数が年間200件以上である。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・新生児及び6歳未満の乳幼児の入院を伴う手術件数が確認できる書類

(8)当該病棟の入院患者の平均在院日数が21日以内である。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・平均在院日数の算出根拠となる書類

(9)特定集中治療室管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料又は新生児集中治療室管理料の届出を行っている。 (適 ・ 否)

(10)年間の小児緊急入院患者数(以下の患者数の合計)が800件以上である。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・小児緊急入院患者数が確認できる書類

※ 小児緊急入院患者数とは、次に掲げる患者数の合計をいう。

- ① 救急搬送(特別の関係にある保険医療機関に入院する患者又は通院する患者を除く。)により緊急入院した15歳未満の患者数
- ② 当該保険医療機関を受診した患者であって、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要と認めた15歳未満の患者数
- ③ 出生直後に集中治療のために入院した新生児の患者数

医療機関コード

保険医療機関名

【小児入院医療管理料 注2に規定する加算】

(1)当該病棟に専ら15歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士(◆)を1名以上配置している。 (適・否)
(◆)国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士

(2)内法による測定で30㎡以上のプレイルームがある。 (適・否)
※ プレイルームについては、当該病棟内にあることが望ましい。

(3)プレイルームには、入院中の小児の成長発達に合わせた遊具、玩具、書籍等がある。 (適・否)

点検に必要な書類等・保育士の出勤簿

医療機関コード
保険医療機関名